

医療費・生活費など経済的なことについて



1 治療費が心配

●高額医療費制度

医療機関や薬局の窓口で支払った医療費(食事代や差額ベッド料等を除く)が、1カ月間で自己負担限度額を超えた場合に、その超えた金額を支給する制度です。事前に「限度額適用認定証」の手続きを行うことで、ひと月の支払額そのものを自己負担限度額までとすることができます。

認定証の手続きについては、加入している健康保険組合、協会けんぽ、市町村(国民健康保険・後期高齢者医療制度の窓口)などにお問い合わせください。

◇70歳以上の場合(自己負担限度額)

2026年1月現在

| 区分 | 適用区分 | 自己負担限度額 | | 多数該当 ※1 |
|------|---------------------------------|--------------------------------------|----------------|----------|
| | | 外来 (個人ごと) | 入院含む (世帯ごと) | |
| 現役並み | 年収 約1,160万円～ | 252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1 % | | 140,100円 |
| | 年収 約770～1,160万円 | 167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1 % | | 93,000円 |
| | 年収 約370～770万円 | 80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1 % | | 44,400円 |
| 一般 | 年収 約156～370万円 | 18,000円 (年間上限14.4万円) | 57,600円 | 44,400円 |
| | 住民税非課税世帯 II ※2 | 8,000円 | 24,600円 | - |
| | 住民税非課税世帯 I ※2 (年金収入約80万円以下等) | | 15,000円 | - |

◆適用区分は国民健康保険とその他の健康保険の加入者とは、算定方法が異なります。

※1 多数該当とは、年間に3回以上自己負担限度額を超えた場合。4回目からの額のことを言います。

※2 「住民税非課税」の方は入院時の食事などが減額される「標準負担額減額認定証」の取得が必要です。各健康保険者へ申請してください。

保険外併用療養費の自己負担分や入院時食事療養費、入院生活療養費については対象外。

◇70歳未満の場合(自己負担限度額)

2026年1月現在

| 区分 | 適用区分 | 自己負担限度額(1ヶ月) | 多数該当※1 |
|----|-----------------|--------------------------------|----------|
| ア | 年収 約1,160万円～ | 252,600円+ (医療費-842,000円)×1% | 140,100円 |
| イ | 年収 約770～1,160万円 | 167,400円+ (医療費-558,000円)×1% | 93,000円 |
| ウ | 年収 約370～770万円 | 80,100円+ (医療費-267,000円)×1% | 44,400円 |
| エ | 年収 ～約370万円 | 57,600円 | 44,400円 |
| オ | 住民税非課税※2 | 35,400円 | 24,600円 |


◆適用区分は国民健康保険とその他の健康保険の加入者とでは、算定方法が異なります。

※1、※2は前ページ参照。

●小児慢性特定疾病医療費助成制度

小児がんは「小児慢性特定疾患」として指定されている場合があります。

| | |
|--------|--------------------------------------|
| 内容 | 医療費は所得に応じた2割負担となります。入院中の食事代も減免されます。 |
| 対象になる方 | 原則18歳未満の児童(要件を満たせば20歳まで延長可) |
| 手続き | 各保健所。 詳しくは主治医、がん相談支援センターへご相談ください。 |

詳しく知るには  小児慢性特定疾病情報センター

<https://www.shouman.jp/>



●医療費控除

| | |
|-----|--|
| 内容 | 前年(1月1日～12月31日)に支払った医療費から生命保険の入院給付金等で補填される金額を差し引いた自己負担額が10万円を越えた場合、医療費控除が受けられます。 |
| 手続き | 各税務署。 |

詳しく知るには  国税庁ホームページ

No.1120医療費を支払ったとき
(医療費控除)

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1120.htm>



●高額介護合算療養費制度

| | |
|-----|--|
| 内 容 | 医療保険と介護保険によるサービスの自己負担限度額を合計した額が基準額を越えた場合、支給されます。 |
| 手続き | 加入している健康保険組合、協会けんぽ、市町村 (国民健康保険・後期高齢者医療制度の窓口) |



2 療養中の経済支援制度はありますか？

がんの症状・状態により仕事ができない、治療費にお金がかかるなど、経済的な心配や課題が生じることがあります。以下のような支援を活用しながら、安心して治療継続や療養生活を送ることができます。詳しくは、がん相談支援センターまたは病院のソーシャルワーカーなどにご相談ください。

●傷病手当金

| | |
|--------|---|
| 内 容 | 給与が支給されないとき、やむを得ず休職する場合、給与(標準報酬日額)の2/3が受給できます。 |
| 対象になる方 | 病気やけが等により療養中で、仕事に就くことができない状態で、協会けんぽ・組合健保・共済組合加入の方 |
| 手続き | 加入している健康保険組合、協会けんぽ、市町村 (国民健康保険・後期高齢者医療制度の窓口) |

●生活福祉資金

| | |
|--------|---|
| 内 容 | 資金の貸付と相談支援により、経済的自立や在宅福祉の促進などを図り、安定した生活が送れるようにします。 |
| 対象になる方 | 低所得世帯(収入基準が設けられている)・障害者手帳の交付を受けている者が属する世帯および65歳以上の高齢者の属する世帯 |
| 手続き | 各市町村の社会福祉協議会 |

●生活保護

| | |
|--------|----------------------------|
| 内 容 | 健康で文化的な最低限度の生活を国が保障する制度です。 |
| 対象になる方 | 生活に困窮している世帯 |
| 手続き | 各市町村 |

● 障害年金

| | | | |
|------|-------|--|------------------------|
| 内 容 | | 20歳以上の方で一定の障害の状態にあり、就労が困難な場合等に年金が受給できます。原則、初診から1年6ヶ月時点、またはそれ以降の状態で判断します。 | |
| 項 目 | | 障害基礎年金 | 障害厚生年金 |
| 受給要件 | 初 診 日 | 国民年金加入者で 65歳未満 | 厚生年金加入者 |
| | 障害状態 | 障害認定日に障害等級 1～2級に該当 | 障害認定日に障害等級 1級～3級に該当 |
| | 保 険 料 | 保険料の納付期間と免除期間の合計が2/3以上ある | |
| 手続き | | 各市町村の年金担当窓口 | 各年金事務所 |

